

地域体育館における駐車場の整備及び管理運営事業者募集要項

1 目的

京都市公有財産規則第20条第1項の規定に基づく市有財産の使用許可を行い、山科地域体育館及び桂川地域体育館（以下「対象物件」という。）に民間事業者による有料駐車場を整備し、管理運営することにより市有財産の有効活用を図る。

2 対象物件

下表の施設を一括して駐車場事業者を募集する。

施設名	所在地	面積
山科地域体育館	山科区柳辻西浦町	約700㎡
桂川地域体育館	西京区上桂今井町	約500㎡

※ 各駐車場の位置図及び詳細は別紙1参照

※ 上記面積のうち、私有財産使用許可を行うのは車室部分（山科：約270㎡，桂川：約220㎡）のみ

3 応募資格

自ら主体となって駐車場を管理運営できる法人，その他の団体（共同提案も可）で，以下に掲げる条件に該当する者とする。

- (1) 駐車場の管理事業10年以上の実績を有する者。
- (2) 全自動ゲート式駐車場又はロック式駐車場の管理事業5年以上の実績を有する者。
- (3) 地方自治体が所管する駐車場の管理事業3年以上の実績を有する者。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 役員又は主な使用人が京都市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員等及び暴力団密接関係者でないこと。
- (7) 京都市競争入札取扱要綱第29条第1項に規定する入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (8) 代表者，役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反するとして公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと（無罪となった場合を除く）。
- (9) 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして，公正取引委員会から課徴金納付命令又は排除措置命令を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
- (10) 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年を経過しない者又は該当公示の日の前6箇月以内に手形・小切手を不渡りした者でないこと。
- (11) 会社更生法の適用を申請した者で，同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者でないこと。
- (12) 民事再生法の適用を申請した者で，同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者でないこと。

4 対象物件の使用条件

(1) 用途

別紙2「許可条件」を満たした有料駐車場に限る。

(2) 期間

令和4年4月1日以降の早い時期から令和9年3月31日まで（約5年間）

※機器の設置，撤去等に要する期間を含むものとする。（駐車場の管理・運営開始のための準備行為に当たっては，本市と協議のうえ，上記期間より前の着手を認める。）

（使用許可期間は，当初は令和5年3月31日までとし，同年4月1日以降の許可については，それまでの使用状況等を勘案したうえで支障がなければ，許可条件を変更しないことを前提に，1年毎に，最長4年間，更新できることとする。）

(3) 使用料

下表に掲げる最低使用料（年額）を下限として応募者が提示した額とする。

施設名	最低使用料（年額・税込）
山科地域体育館	640,000 円
桂川地域体育館	550,000 円

(4) 駐車場料金

自動車1台につき，1時間当たり200円以内とすること。

(5) 駐車場の整備

対象物件について，応募者の提案内容に基づき，自己の費用負担により整備を行うこと。

なお，整備の範囲及び具体的な施工内容については，応募者の提案に基づくものとするが，実施前には本市の承認を得ることとする。

※整備による出来形は原則として本市に帰属するものとする（駐車場の管理・運営に伴い設置した機器，看板類を除く。）。

5 スケジュール

スケジュールは次のとおりとする。ただし，やむを得ない事情により変更することがある。

内 容	日 程
募集要項配布	令和4年1月13日（木）
質問書の受付	令和4年1月13日（木）から 1月21日（金）まで
質問書に対する回答	令和4年1月28日（金）まで
応募申込書の提出	令和4年1月13日（木）から 2月14日（月）まで
事業者の決定	令和4年2月28日（月）（予定）
市有財産使用許可	令和4年3月頃（予定） ※ただし，駐車場の管理・運営は， 令和4年4月1日（金）以降の早い時期から
工事着工	駐車場管理事業者と協議のうえ決定

6 質問の受付

本募集に関して質問がある場合は、以下のとおり行うこと。公平な選定を行うため、来庁、電話等による問い合わせには応じない。

(1) 質問方法

質問書（様式1）を、後記「11 問合せ先」宛に、メールにて送付すること。

(2) 受付期間

令和4年1月21日（金）午後5時まで

(3) 回答方法

令和4年1月28日（金）までに、メールにて回答する。

7 応募手続

以下の応募期間内に、応募書類一式を後記「11 問合せ先」宛に、郵送又は持参すること。

(1) 応募期間

令和4年1月13日（木）から令和4年2月14日（月）まで

※郵送の場合は必着

※持参の場合は、平日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

(2) 応募書類

次の書類をA4フラットファイルに綴じて、「8部」提出すること。

ア 応募申込書（様式2）

イ 会社概要（事業内容及び過去10年間の実績が分かるもの）

ウ 印鑑証明書又は印鑑登録証明書（3箇月以内に発行のもの）

エ 登記事項証明書（全部事項証明）（3箇月以内に発行のもの）

オ 直近1年分の決算書（貸借対照表及び損益計算書）の写し

カ 直近1年分の国税及び地方税（京都市分）の納税証明書

（国税）直近1箇年分の法人税又は所得税と、消費税及び地方消費税の未納がないことの証明書

（地方税）京都市の法人市民税及び固定資産税の未納がないことの証明書

キ 京都市暴力団排除条例に基づく誓約書（様式3）

ク 企画提案書（1）（様式4）・・・整備工事書類関連

- ・ 整備図面（整備内容が分かるもの）
- ・ 設置機器の仕様が分かる資料
- ・ 工事計画書（工事内容、スケジュール等が分かるもの）
- ・ 工事体制図（責任者、実施体制、市民対応・トラブル対応体制等が分かるもの）
- ・ 工事見積書（実施する工事等の種類ごとに単価及び工数の詳細が分かるもの）
- ・ 収支見込み（市への使用料含む）

コ 企画提案書（2）（様式5）・・・管理体制関連（責任者、実施体制、市民対応・トラブル対応体制等が分かるもの）

(3) 応募に係る留意事項

ア 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない（今回の選考以外の目的には使用しない）。

イ 提出書類の作成等応募に要する費用は、応募者の負担とする。

ウ 上記7(2)ク及びコで提案された内容については、使用許可後に応募者の負担により必ず履行すること。

エ 応募に当たり、対象物件の調査を行う場合は、あらかじめ本市の承認を得ること。

8 駐車場管理事業者の選定等

(1) 駐車場管理事業者の選定方法

駐車場管理事業者の選定に当たっては、企画提案方式により、応募者の事業提案の内容、有料駐車場の事業主体としての実績や経営基盤等を総合的に評価し、最も優れた評価を得た者を駐車場管理事業者として決定する。

(2) 評価の実施

提出された書類に基づき、本市において評価を実施する。

なお、この要項に規定する提出書類に対して、応募者から提出された書類に不足、不備等が判明した場合でも、本市から補足、修正等の連絡は行わないこととし、所定の期間内に適正に提出された書類に対してのみ評価を実施するものとする。

(3) 評価項目

事業主体の適格性、企画提案書の妥当性、利用者サービスの充実性、業務実績、使用料の支払い及び契約終了時の対象物件の返還の確実性等について、公平かつ客観的に評価を実施する。

(4) 失格要件

以下の要件に該当すると認められる場合は、失格とする。

ア 応募書類の内容が募集要項の示す要件を満たしていない場合

イ 応募書類に虚偽の記載があることが判明した場合

ウ 審査期間中に、応募資格を喪失した場合

エ 総合審査において、審査項目のいずれか一つが「評価できない」とされた場合

オ その他不正行為があったと認められる場合

(4) 審査結果の通知

審査結果については、令和4年2月28日（月）頃に応募者全員に通知するとともに、京都市情報館内の市民スポーツ振興室のホームページにおいて公表する。

9 事業許可等の手続

駐車場管理事業者に決定された者に対し、令和4年3月頃に市有財産の使用許可を行う。

10 事業者決定の取消

事業者の決定から事業許可等までの間に、以下の各号に該当することが判明した場合、事業者としての決定を取り消すことがある。

(1) 事業者について資金事情の変化等により有料駐車場の整備・運営の履行が確実にないと市が判断した場合

(2) 著しく社会的信用を損なう事件等により事業者として相応しくないと本市が判断した場合

(3) 事業者がこの募集要項の「3 応募資格」に適合しなくなった場合

(4) 事業者がこの募集要項の「9 事業許可等の手続」に定める所定の手続をとらない場合

11 問合せ先

京都市文化市民局市民スポーツ振興室（担当：中尾，田中）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 分庁舎地下1階

TEL：075-222-3138 / E-Mail：sports@city.kyoto.lg.jp